

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

平成 28 年度 長崎県相談支援従事者初任者研修 実施案内

1. 目的

相談支援事業の相談支援業務に従事するために必要な事項について学ぶことにより、相談支援を提供する「相談支援専門員」を育成し、相談支援の質の向上を図ることを目的としております。

2. 実施主体

一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会

3. 研修日程及び会場

形式	日 時	会 場
前期 (2日間)	平成28年10月4日(火)～5日(水) 10:00～17:00	ながさき看護センター 長崎県諫早市永昌町23番6号
後期 (3日間)	平成28年10月18日(火)～20日(木) 9:00～17:00	ながさき看護センター 長崎県諫早市永昌町23番6号

4. 研修カリキュラム

別紙のとおり

5. 受講対象者

- (1) 相談支援事業所において相談支援業務に従事している者もしくは従事する予定である者で、かつ、平成28年3月31日までに別紙の実務経験を満たす者
- (2) 障害者ケアマネジメント研修(平成10～17年度に実施)の受講者のうち、資格更新のための研修(現任者研修等)を受講しておらず、相談支援従事者資格を失効している者
- (3) 障害者福祉サービス事業所においてサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)として従事している者もしくは従事する予定である者(サービス管理責任者等として配置するためには、この研修の講義部分を受講する必要があります。)
- (4) 市町村において障害者の相談支援業務に従事している者もしくは従事する予定である者
- (5) その他、研修受講について県が必要と認める者

6. 募集定員

前期(2日間) 200名

後期(3日間) 100名

7. 受講お申込み方法

長崎県知的障がい者福祉協会ホームページの研修受講申込書フォームより、平成28年7月19日(火)から平成28年8月5日(金)までにお申し込みください。

また、提出書類を取り揃えの上、下記の福祉協会事務局宛にご郵送をお願いいたします。

FAXによるお申込みは受付いたしませんので、ご了承ください。

【ご提出書類（方法）】

*【初任者研修（全日程）受講】	①実務経験証明書（郵送にて）、②受講申込書（HPにて） ③所属長推薦書（郵送にて）
*【前期（2日間）のみ受講】	①受講申込書（HPにて）

【お申込み・郵送期限】

平成28年 8月 5日（金）必着。

【ご提出書類郵送先】

〒856-0845 長崎県大村市大里町 1150 番地（鈴田の里学園内）
長崎県知的障がい者福祉協会 事務局 宛

8. 受講者の決定・通知

各事業所の代表者若しくは各所属長あてに受講決定通知書を送付いたします。

9. 受講料

- ・前期（1日目、2日目）受講料 6,000円
- ・後期（3日目、4日目、5日目）受講料 9,000円
- ・全日程の（前期、後期）受講料 15,000円

受講決定通知書へ記載されております指定の期日までに、指定の口座へ受講料をお振込みください。

なお、研修会場までの受講者の旅費及び滞在費につきましては、受講者各自にてご負担いただきますようお願いいたします。

10. その他

- (1)この研修の中で、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の受講要件となる部分は、下表のとおりです。

職務種別	受講要件
相談支援専門員	5日間（前期2日、後期3日）
サービス管理責任者等	2日間（前期2日）

(2)個人情報の取扱いについて

受講申込書により知り得た受講者個人の情報は厳重に管理したうえ、受講管理、修了書及び受講証明書の発行、討議用小グループ編成にのみ使用することとします。

ただし、受講者間の連携と交流を図るとともに、受講者に対し、討議用に編成した小グループを周知するため、受講者氏名及び所属事業所等を掲載した名簿を作成のうえ掲示または配布すること、及び、研修終了後、各市町村に修了者氏名及び所属事業所等について情報提供することとしておりますので、その旨ご了承ください。

11. 申込・問い合わせ先

〒856-0845 長崎県大村市大里町 1150 番地

（一社）長崎県知的障がい者福祉協会 事務局

T E L : 0957-47-5580

F A X : 0957-53-2431

平成28年度 長崎県相談支援従事者初任者研修カリキュラム

日	時間	研修内容
1日目 【前期】	9:30~10:00	受付
	10:00~10:20	開講式・オリエンテーション
	10:30~17:00	【講義】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域生活支援 ・ 障害者総合支援法の概要Ⅰ ・ 障害者総合支援法における計画作成とサービス提供プロセス <p style="text-align: right;">等</p>
2日目 【前期】	9:00~17:00	【講義】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者のケアマネジメント概論 ・ 障害者の権利侵害と権利擁護 ・ 障害者総合支援法の概要Ⅱ ・ 相談支援の基本姿勢 <p style="text-align: right;">等</p>
3日目 【後期】	9:00~17:00	【演習】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメントの実践ⅠⅡ ・ ケアマネジメントの演習Ⅰ <p style="text-align: right;">等</p>
4日目 【後期】	9:00~17:00	【演習】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジメントの演習ⅡⅢ <p style="text-align: right;">等</p>
5日目 【後期】	9:00~16:30	【演習】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援協議会の役割と活用 ・ 総括（まとめ） <p style="text-align: right;">等</p>
	16:30~17:00	閉講式（修了証書の交付）

別紙 3

「相談支援専門員初任者研修受講対象者」

相談支援専門員の実務経験業務

業務範囲		相談支援専門員 業 務 内 容	実務経験年数
業務内容		実務経験年数	
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
		② 介護等業務	
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 平成18年10月1日において、現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が算定して3年以上。

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）精神保健福祉士のことを言う。